令和6年度第4回 龍ケ崎市子ども・子育て会議

日 時:令和6年11月19日(火)午後2時~

場 所:龍ケ崎市役所5階全員協議会室

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1)第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について ・第3期計画の素案について(資料①)
 - (2) その他
- 4 閉 会

龍ケ崎市第3期子ども・子育て支援事業計画 (素案)

龍ケ崎市 令和7年3月

目 次

第Ⅰ	章 計画の策定にあたって
1	計画策定の趣旨
2	計画の位置づけ
3	計画の期間
4	- 計画の達成状況の点検及び評価
第2	·章 龍ケ崎市のこども·子育て家庭を取り巻く現状と課題
ı	統計で見る本市の状況
	(1)人口の状況
	(2) 世帯の状況
	(3) 婚姻の状況 l
	(4) 出生の状況 I
	(5)女性就業率の状況I
2	・ アンケート調査結果からみる子育て支援等の現状 I
	(1)調査の概要
	(2)調査の結果
3	子育て世代や関係団体との意見交換
	(1)市長と子育て世代との子育て座談会3
	(2) 関係団体との意見交換
4	- 第2期子ども・子育て支援事業計画の総括と今後の方向性3
第3	章 計画の理念4
第4	章 今後5年間に展開する子育て支援の取組4
ı	教育・保育の提供区域の設定4
2	- 施策の展開4
	施策 Ι 幼児教育・保育の提供体制の確保4
	施策 II 地域子ども・子育て支援事業の充実 4
	施策Ⅲ 安心して産み育てることができる環境の整備と子育て支援の充実5
	施策IV すべてのこどもを守り、支える環境の充実6
	施策 V 仕事と家庭生活が両立できる環境の充実6
3	成果指標(重要業績成果指標)と目標値の設定6
-	
資料	抖編 6
1	
2	計画の策定体制

3	計画策定の経過	67
4	龍ケ崎市子ども・子育て会議委員名簿	69
5	答 申	70

本計画書における「こども」表記について

本計画書では、こども基本法における基本理念を踏まえ、以下の①から③に該当する場合を除き、平仮名表記の「こども」を使用することとしています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合 例:子ども·子育て支援法や子ども·子育て支援事業計画における「子ども」
- ② 固有名詞を用いる場合 例: 既存の予算事業名や組織名に使用されている「子ども」
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合 例:「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画~人・技術・スタートアップへの投資の実現 ~」(令和4年6月7日閣議決定)に記載されている「子供」

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援給付「及び地域子ども・子育て支援事業2を総合的かつ 計画的に行うことを、市町村の責務の一つとして定めており、市町村は、その提供体制の確保を図るため、 国の基本指針3に基づき、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義に関する事項 を踏まえながら、以下の事項を定めた「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成することとなります。

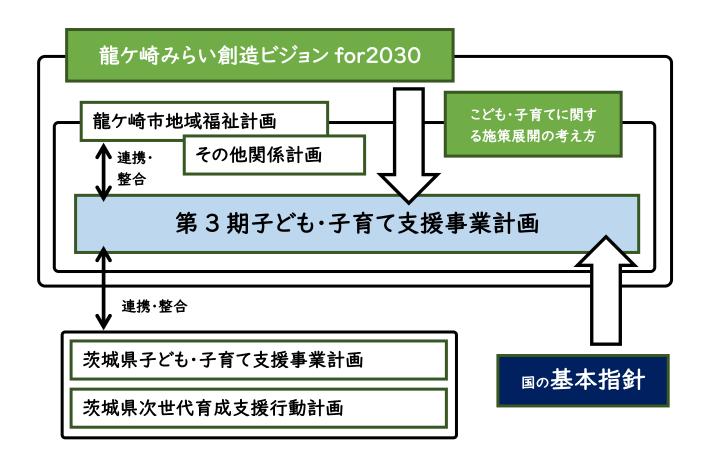
- ○教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設4及び特定地域型保育事業所5に係る必 要利用定員総数、その他の教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保 の内容及びその実施時期
- ○教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ○子どものための教育・保育給付⁶に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する 体制の確保の内容
- 〇子育てのための施設等利用給付⁷の円滑な実施の確保の内容

本市では、令和2年に策定した「第2期龍ケ崎市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年 度末に終了することから、上記の事項に加えて、本市の一層の子育て支援の充実を図るために、前期計画 に掲げた施策・事業の評価結果等を踏まえ、「第3期市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、国が定める基本指針に即するとともに、次世代育成支援対策推進法⁸の改正により、法律の有効期限が再延長されたことを受け、同法8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定します。

また、本計画の策定に当たっては、本市の最上位計画である「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030°」におけることも・子育てに関する施策展開の考え方や龍ケ崎市地域福祉計画「0等をはじめとする関係計画との整合や連携を図るものとします。



8

9

10

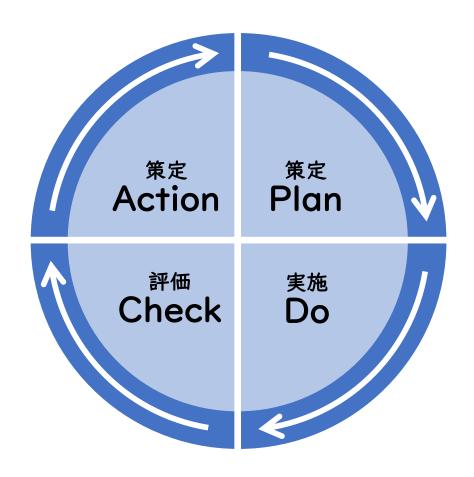
3 計画の期間

計画の期間、令和7年度から令和 II 年度までの5か年とします。 ただし、社会情勢の変化などに応じて、必要により適宜見直しを行います。

平成 27 年度 ~令和元年度	令和 2 年度 ~令和 6 年度	令 7年度	令 和 8年度	令 9 年度	令 和 10年度	令 和 II 年度		
第丨期	第2期	第3期子ども・子育て支援事業計画						
		~	明計画策定けた見直し					

4 計画の達成状況の点検及び評価

毎年度、本計画に掲げる施策や取組みの実施状況を把握して、計画の進捗状況の管理を行い、本市の 附属機関である龍ケ崎市子ども・子育て会議へ報告し、ご意見等を伺いながら、計画の推進を図ります。 本計画の着実な推進のため、PDCA サイクルに基づく、進行管理を行います。



第2章 龍ケ崎市のこども・子育て家庭を取り巻く現状と課題

| 統計で見る本市の状況

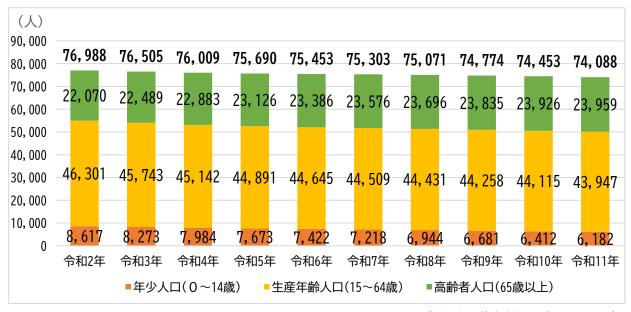
(1)人口の状況

①総人口と年齢階層別人口の実績値・推計値

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年には75,453人で、令和11年には74,088人になると予測されます。

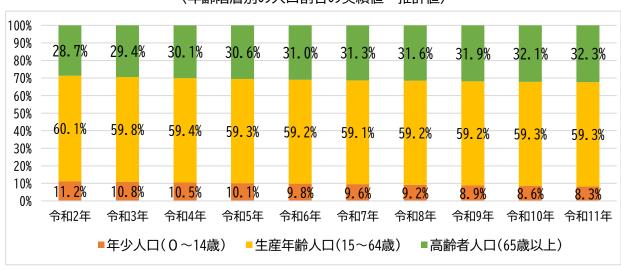
年齢階層別の人口割合は、今後も年少人口の割合が減少する一方、高齢者人口の割合は増加することから、さらに少子高齢化が進むことが予測されます。

〈総人口と年齢階層別人口の実績値・推計値〉



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

〈年齢階層別の人口割合の実績値・推計値〉



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

②児童人口の実績値・推計値

本市の児童人口は、減少傾向で推移し、令和2年が、9,444 人で、令和 II 年には、8,219 人になると予測されます。

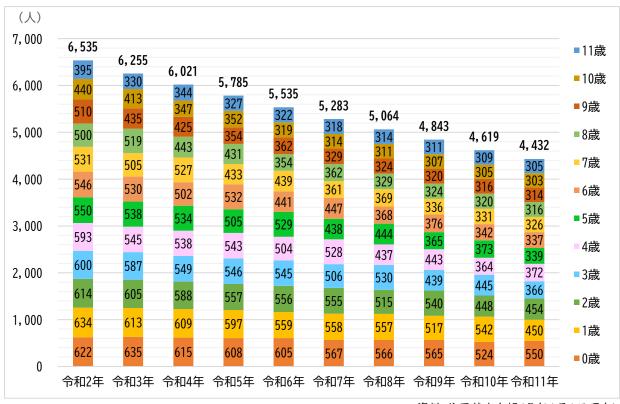
また、II 歳以下の児童数についても、減少傾向で推移し、令和 6 年は 5,535 人で、令和 II 年には4,432人になると予測されます。

(人) 12,000 10,849 10,420 10,101 9.740 9, 444 9, 261 10,000 8,993 8,796 8,510 8,219 4, 314 4, 165 4,080 8,000 3,955 3,909 3, 978 3,929 3, 953 3,891 3, 787 6,000 3, 613 3, 523 3, 433 3, 356 4,000 3, 298 3, 152 3,049 2,869 2,696 2,531 2,000 2,922 2,732 2,588 2, 429 2, 237 2, 131 2,015 1,974 1,923 1,901 0 令和3年 令和7年 令和8年 令和9年 令和10年 令和11年 令和2年 令和4年 令和5年 令和6年 ■0~5歳 ■6~11歳 ■12~17歳

〈児童人口の実績値・推計値〉

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

〈11歳以下の児童数の実績値・推計値〉



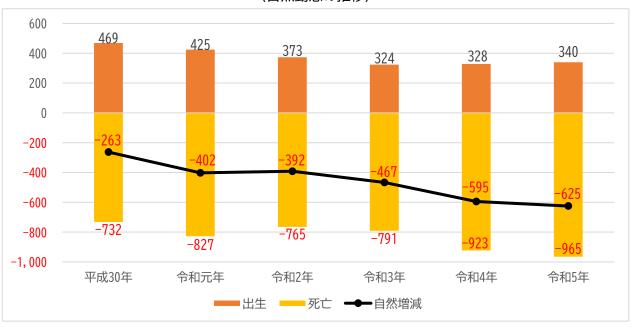
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

③自然動態・社会動態の推移

自然動態(出生・死亡による人口動態)は、マイナスで推移しており、令和 5 年で 625 人のマイナスとなっています。

社会動態(転入・転出による人口動態)は、プラスで推移しており、令和 5 年は321人となっています。

〈自然動態の推移〉



資料:統計りゅうがさき

〈社会動態の推移〉



資料:統計りゅうがさき

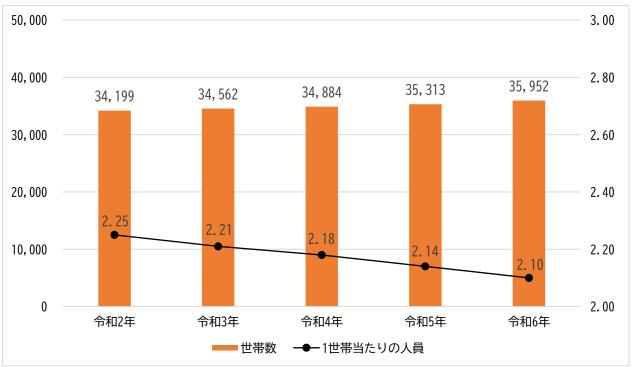
(2)世帯の状況

①世帯数の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移しており、令和 6 年で 35,952 世帯となっています。令和 2 年の 34,199 世帯と比べて、1,753 世帯の増加となっています。

I 世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少傾向で推移しており、令和6年で2.10人/世帯となっています。

〈世帯数の推移及び1世帯当たりの人員の推移〉



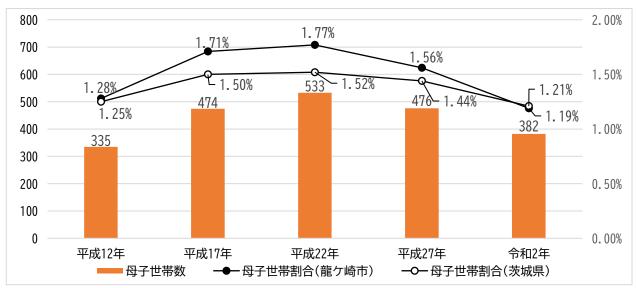
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

②母子世帯数・父子世帯数の推移

本市の母子世帯数は、令和 2 年で 382 世帯となっています。平成 12 年から平成 22 年にかけて増加傾向で推移してきましたが、平成 27 年には減少に転じています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和 2 年で1.19%と、茨城県を下回っています。

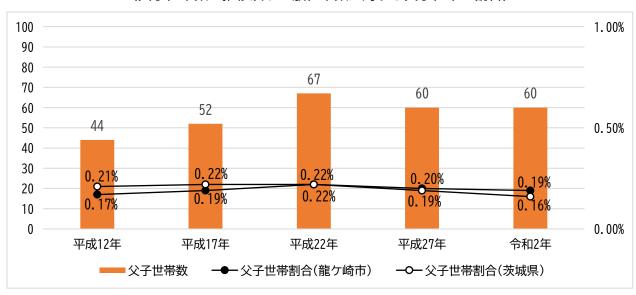
一方、父子世帯数は、令和 2 年で60世帯となっています。平成 12 年にから平成 22 年にかけて増加傾向で推移してきましたが、平成 27 年には減少に転じています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和 2 年で 0.19%と、茨城県を上回っています。

〈母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合〉



資料:国勢調査

〈父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合〉



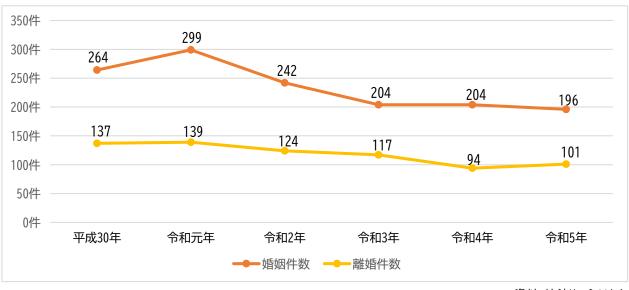
資料:国勢調査

(3)婚姻の状況

①婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、令和5年で 196 件となっています。令和元年以降、減少傾向で推移しています。

離婚件数は、令和元年以降減少傾向で推移しており、令和5年で101件となっています。

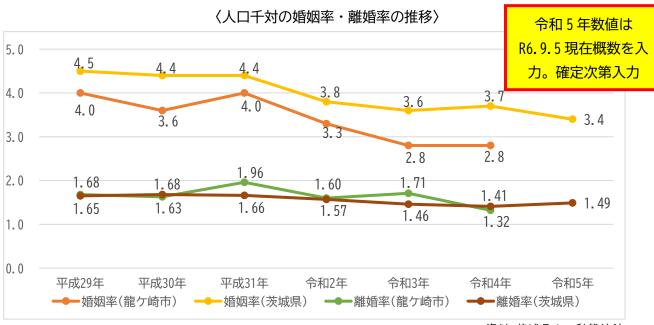


〈婚姻件数・離婚件数の推移〉

資料:統計りゅうがさき

②婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、茨城県を下回る数値で推移し、令和 5 年は●●となっています。 離婚率は、茨城県を上回る数値の年もありましたが、●●となっています。



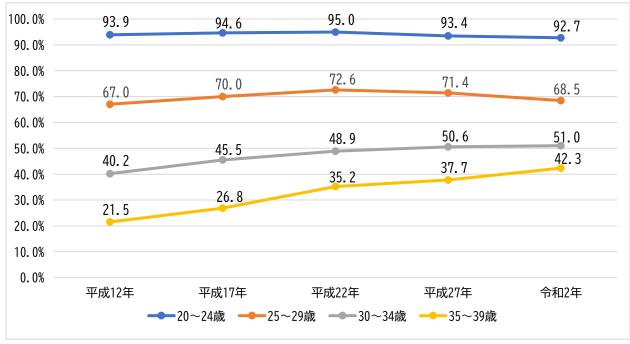
資料:茨城県人口動態統計

③未婚率の推移

本市の未婚率は、男性では、平成 12 年から令和 2 年にかけて、30 歳~34 歳で 10.8 ポイント、35~39 歳で 20.8 ポイント増加しています。

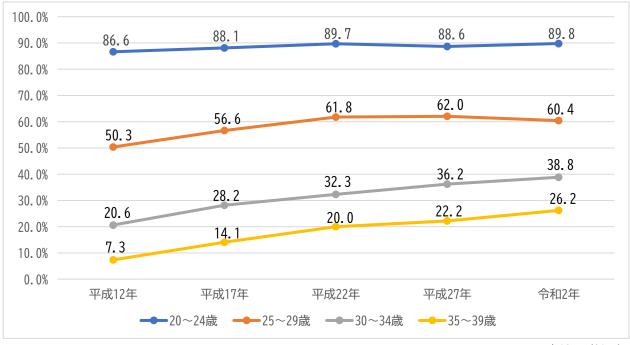
女性では、平成 12 年から令和 2 年にかけて、30~34 歳で 18.2ポイント、35~39 歳で 18.9 ポイント増加しています。

〈男性の年代別未婚率の推移〉



資料:国勢調査

〈女性の年代別未婚率の推移〉



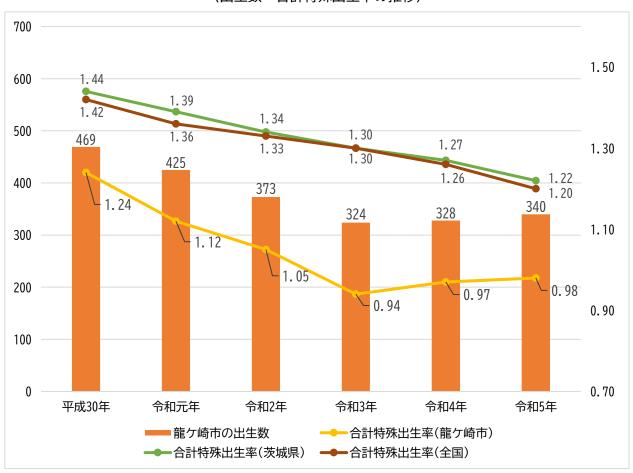
資料:国勢調査

(4)出生の状況

出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、令和 5 年で 340 人となっています。平成30年から令和 3 年にかけて減少傾向で推移してきましたが、令和 4 年から増加傾向で推移しています。

また、令和5年の合計特殊出生率を比較してみると、全国が1.20、茨城県が1.22に対して本市が0.98と、いずれも下回る数値となっています。



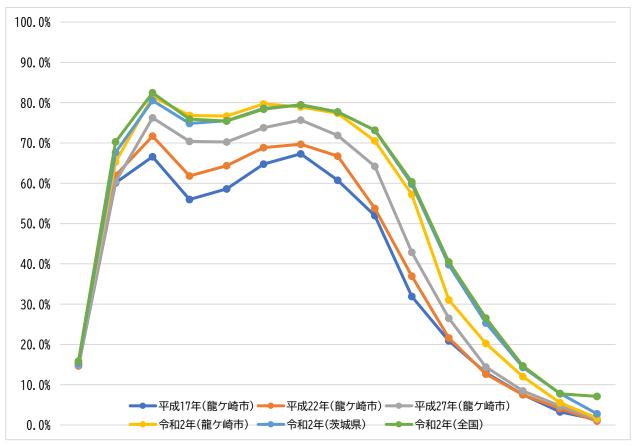
〈出生数・合計特殊出生率の推移〉

資料:統計りゅうがさき、茨城県人口動態統計

(5)女性就業率の状況

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる 30 歳代で一時的に減少し、40 歳代で再び増加する、いわゆる「M 字カーブ」となっています。平成 17 年以降、M 字カーブの底は上昇し、改善の傾向が見られるものの、依然として 30 歳代では出産・子育てにより就労を中断している状況がうかがえます。令和 2 年の 30 歳代の女性就業率は、茨城県及び全国と同様の数値となっています。

〈女性就業率の推移〉



年齢区分	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上
平成17年(龍ケ崎市)	14.7	60.1	66.6	56.0	58.6	64.8	67.3	60.8	52.0	31.9	20.9	13.0	7.5	3.3	1.3
平成22年(龍ケ崎市)	14.7	61.9	71.7	61.8	64.4	68.9	69.7	66.8	53.7	36.9	21.6	12.6	7.5	4.1	1.0
平成27年(龍ケ崎市)	15.0	60.3	76.3	70.4	70.2	73.8	75.7	71.9	64.2	42.9	26.5	14.4	8.5	4.7	1.3
令和2年(龍ケ崎市)	15.5	65.3	81.5	76.9	76.7	79.7	78.9	77.3	70.5	57.2	31.1	20.2	12.0	5.5	1.7
令和2年(茨城県)	15.3	67.7	80.5	74.8	75.5	78.6	79.4	77.7	73.1	59.8	39.8	25.3	14.3	7.8	2.8
令和2年(全国)	15.8	70.3	82.5	75.9	75.4	78.4	79.5	77.7	73.2	60.4	40.5	26.5	14.7	7.8	7.1

資料:国勢調査

2 アンケート調査結果からみる子育て支援等の現状

(1)調査の概要

①調査の目的

「龍ケ崎市第3期子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、保護者の就労状況や 子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をは じめ、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

②調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査方法
① 就学前児童の保護者	1,994人	無作為抽出
② 小学生の保護者	1,000人	無作為抽出

③実施概要

●調査地域 : 龍ケ崎市全域 ●調査形式 : アンケート調査

●調査方法 : 郵送配布·郵送回収

●調査期間: 令和6年1月12日~令和6年2月14日

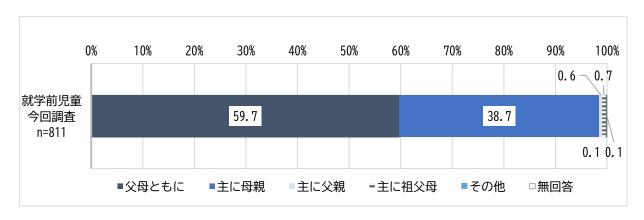
④回収結果

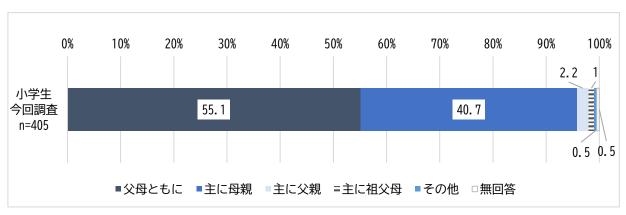
調査区分	配布数	回収数	回収率
① 就学前児童の保護者	1,994件	811件	40.7%
② 小学生の保護者	1,000件	405 件	40.5%

(2)調査の結果

①子育ての状況【単一回答】

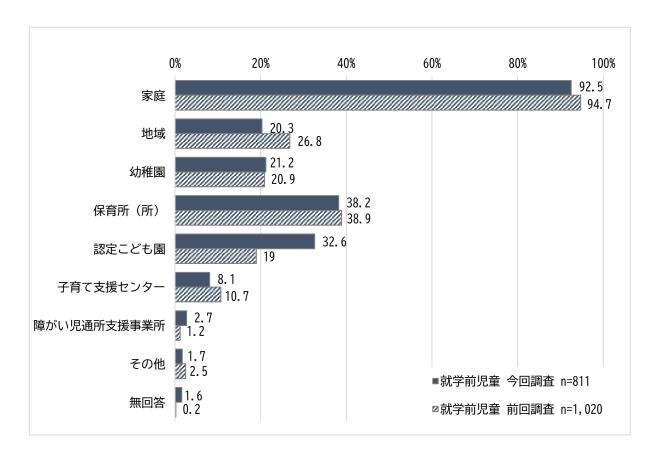
子育て(教育を含む)を主に行っている方について、「父母ともに」との回答が就学前児童では59.7%、小学生では55.1%と父・母が子育てを行っている状況が見られます。父親の子育てへの参画が促進されている状況がみられます。





②子育て(教育を含む)に影響すると思われる環境

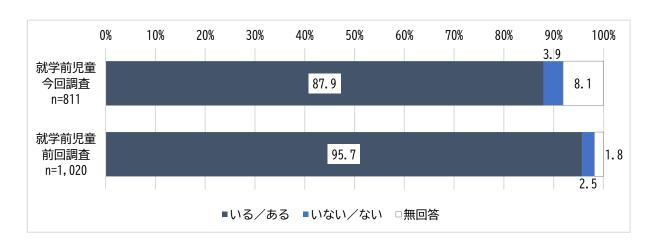
子育て(教育を含む)に影響すると思われる環境は、今回調査、前回調査ともに「家庭」の割合が最も高くなっています。一方で、「地域」を見ると、前回調査の結果と比べて、6.5 ポイント減少しており、地域コミュニティの希薄化が影響しているものと考えられます。



③相談できる人、場所の有無【単一回答】

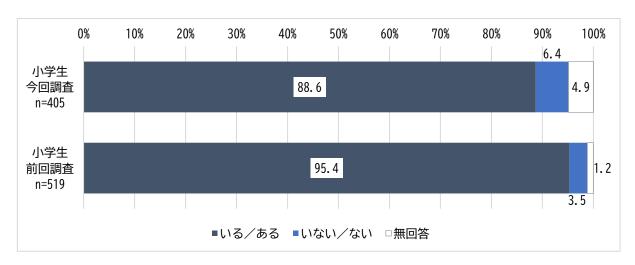
■就学前児童

相談できる人、場所の有無は、今回調査では「いる/ある」が 87.9%で、前回調査の結果と 比べて、7.8 ポイントの減少となっています。また、「いない/ない」と回答している方のポイントは 前回調査と比べて、1.4ポイント増加しています。



■小学生

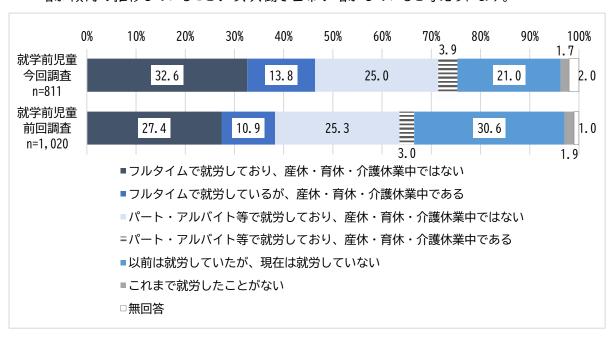
相談できる人、場所の有無は、今回調査では「いる/ある」が 88.6%で、前回調査の結果と 比べて、6.8 ポイントの減少となっています。また、「いない/ない」と回答している方のポイントは 前回調査と比べて、2.9 ポイント増加しています。



④母親の就労状況【単一回答】

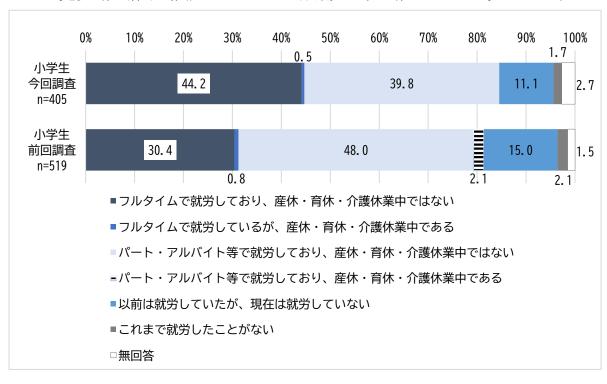
■就学前児童

母親の就労状況について、フルタイム又はパート・アルバイト等で就労している割合は、今回 調査が 75.3%と、前回調査と比べて、8.7 ポイントの増加となっています。就労している母親が 増加傾向で推移していることから、共働き世帯が増加していると考えられます。



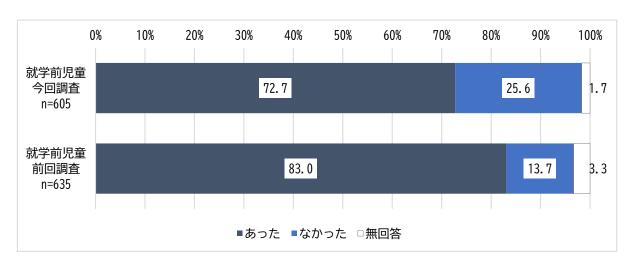
■小学生

母親の就労状況について、フルタイム又はパート・アルバイト等で就労している割合は、今回 調査が 95.6%と、前回調査の結果と比べて、14.3 ポイントの増加となっています。就労してい る母親が増加傾向で推移していることから、共働き世帯が増加していると考えられます。



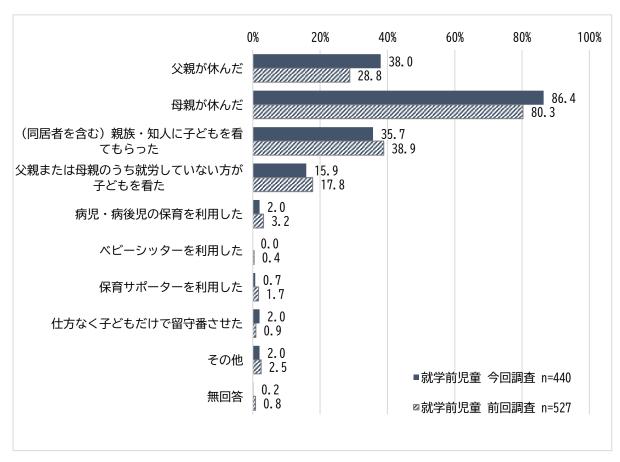
⑤病気やケガで教育・保育サービスが利用できなかった有無【単一回答】

病気やケガで教育・保育サービスが利用できなかったことの有無は、今回調査では「あった」が 72.7%と、前回調査と比べて、I 0.3 ポイントの減少となっています。



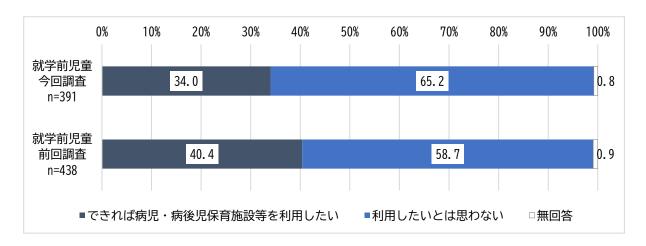
⑥病気やケガで教育・保育サービスが利用できなかった場合の対処方法【複数回答】

病気やケガで教育・保育サービスが利用できなかった場合の対処方法は、今回調査、前回調査ともに、「母親が休んだ」の割合が最も高く、依然として母親の負担が大きい状況がみられます。 一方で、「父親が休んだ」の割合が、前回調査の結果と比べて、9.2 ポイント増加しており、夫婦で協力しながら対処している家庭も増加傾向にあると考えられます。



⑦病児・病後児保育施設等の利用希望【単一回答】

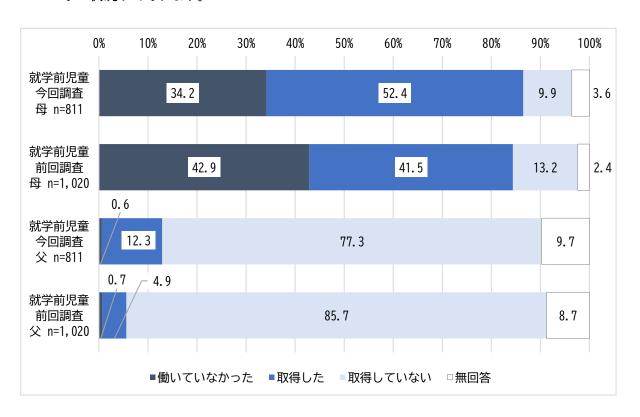
病児・病後児保育施設等の利用希望は、今回調査では「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が34.0%と、前回調査の結果と比べて、6.4 ポイントの減少となっていますが、共働き世帯の増加に伴い、病児・病後児保育施設等への需要が高まることが予測されます。



⑧育児休業の取得状況【単一回答】

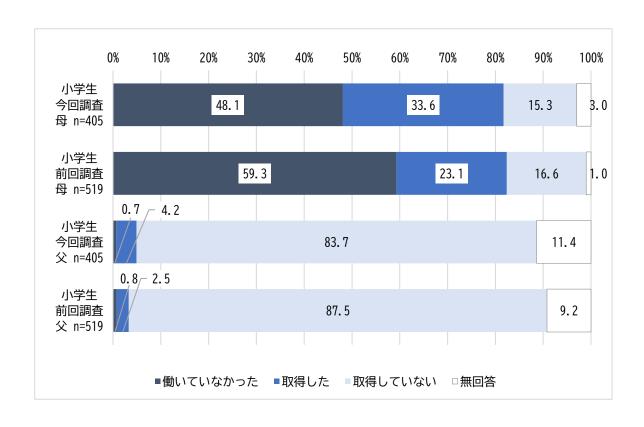
■就学前児童

育児休業の取得状況について、「取得した(取得中である)」をみると、母親では、今回調査が、52.4%と、前回調査の結果と比べて、10.9 ポイントの増加で、育児休業の取得が促進されている状況がみられます。一方で、父親は今回調査が 12.3%と、前回調査の結果と比べて、7.4 ポイントの増加で、若干増加しているものの依然として育児休業が促進されていない状況がみられます。

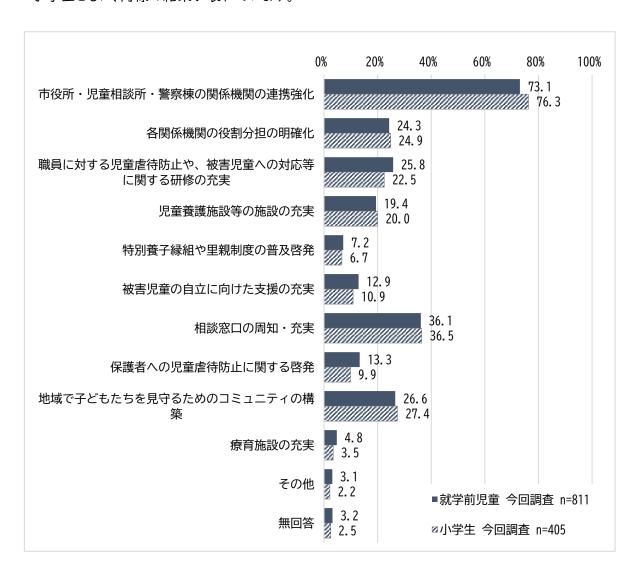


■小学生

育児休業の取得状況について、「取得した」をみると、母親では、今回調査が 33.6%と、前回調査の結果と比べて、I 0.5 ポイントの増加で、育児休業の取得が促進されている状況がみられます。一方で、父親では、今回調査が 4.2%と、前回調査の結果と比べて、I.7 ポイントの増加で、若干増加しているものの依然として育児休業が促進されていない状況がみられます。

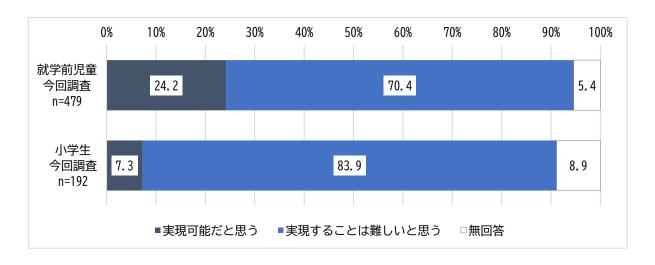


⑨児童虐待の早期対応や被害児童等に対する保護・支援として必要な取組み【回答3つまで】 児童虐待の早期対応や被害児童等に対する保護・支援として必要な取組は、就学前児童及び 小学生ともに、同様の結果が表れています。



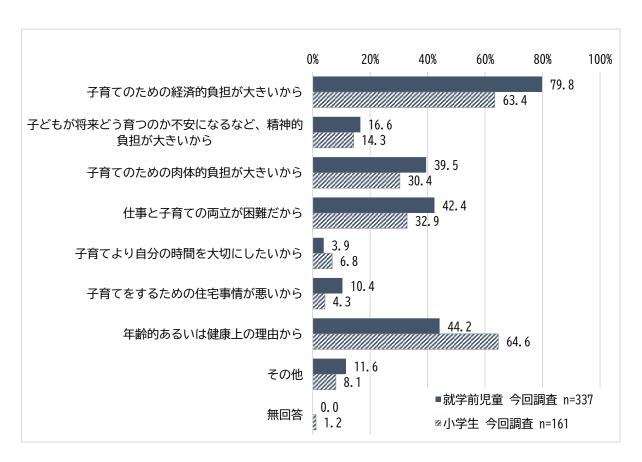
⑩理想とするこどもの人数は実現可能であるか【単一回答】

理想とする子どもの人数は実現可能であるかについては、「実現可能だと思う」が就学前児童で24.2%、小学生で7.3%となっています。



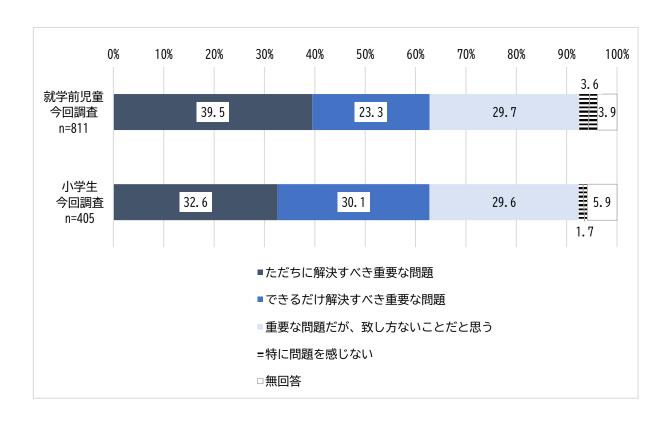
⑪理想とするこどもの人数が難しいと思う理由【複数回答】

理想とする子どもの人数が難しいと思う理由は、上位に挙げられている項目は、就学前児童及び小学生ともに、同様の傾向がみられますが、小学生においては、「年齢的あるいは健康上の理由から」の割合が、就学前児童に比べて高い傾向がみられます。



②少子化対策に対する意識【単一回答】

少子化対策に対する意識として、重要な問題として捉えている回答である「ただちに解決すべき重要な問題」、「できるだけ解決すべき問題」の合計値は、就学前児童が 62.8%、小学生が 62.7%となっています。

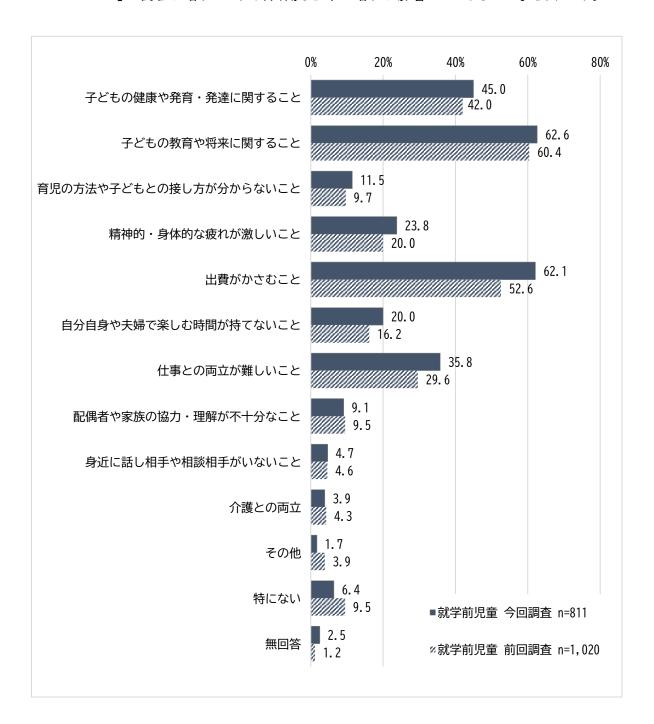


③子育てをする上で、不安に感じていることや悩んでいること 【複数回答】

■就学前児童

子育てをする上で、不安に感じていることや悩んでいることは、今回調査では「子どもの教育や将来に関すること」が 62.6%で最も高く、次いで「出費がかさむこと」が 62.1%、「子どもの健康や発育・発達に関すること」が 45.0%となっています。

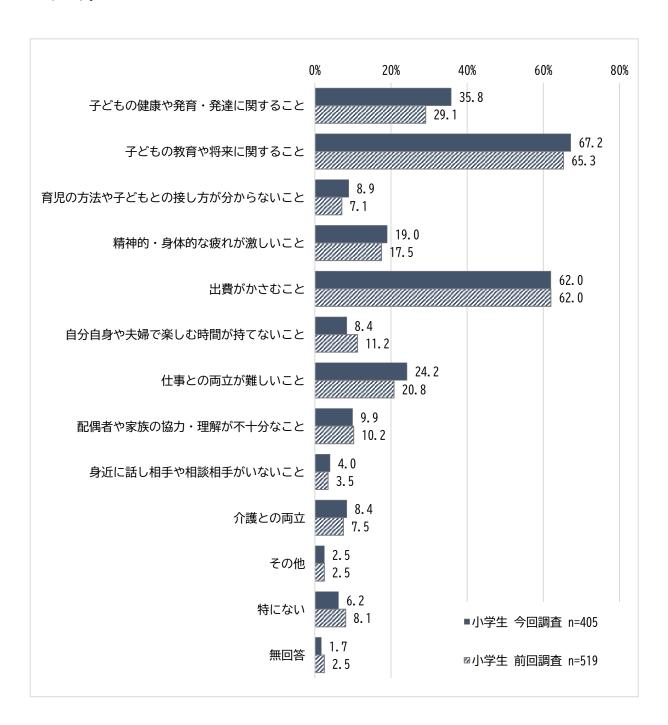
前回調査の結果と比べると、「精神的・身体的な疲れが激しいこと」、「仕事との両立が難 しいこと」の割合が増加しており、共働き世帯の増加が影響しているものと考えられます。



■小学生

子育てをする上で、不安に感じていることや悩んでいることは、今回調査では就学前児童と同様に「子どもの教育や将来に関すること」が 67.2%で最も高く、次いで「出費がかさむこと」が 62.0%、「子どもの健康や発育・発達に関すること」が 35.8%となっています。

前回調査の結果と比べると、「精神的・身体的な疲れが激しいこと」、「仕事との両立が難しいこと」の割合が増加していることから、経済的負担を感じている家庭が増加しているものと考えられます。



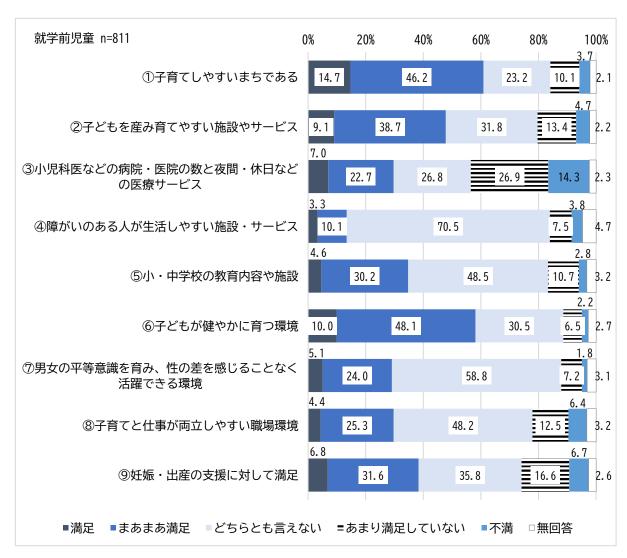
⑭子育て環境や支援への満足度【単一回答】

■就学前児童

子育て環境や支援への満足度について、『満足している』割合(「満足」と「まあまあ満足」 の合計値)は以下のとおりです。

前回調査の結果と比べと、男女の平等意識を育み、性の差を感じることなく活躍できる環境 に『満足している』割合が増加傾向にありますが、「小・中学校の教育内容や施設」については 横ばいの状況となっています。

項目	『満足している』	『満足していない』
①子育てしやすいまちである	60. 9% (69. 4%)	13.8% (9.2%)
②子どもを産み育てやすい施設やサービス	47. 8% (54. 5%)	18. 1% (15. 2%)
③小児科医などの病院・医院の数と夜間・休日などの医療サービス	29. 7% (35. 4%)	41. 2% (36. 1%)
④障がいのある人が生活しやすい施設・サービス	13. 4% (12. 8%)	11. 3% (10. 9%)
⑤小・中学校の教育内容や施設	34. 8% (34. 8%)	13. 5% (10. 4%)
⑥子どもが健やかに育つ環境	58. 1% (59. 4%)	8. 7% (7. 5%)
⑦男女の平等意識を育み、性の差を感じることなく活躍できる環境	29. 1% (27. 5%)	9% (7. 4%)
⑧子育てと仕事が両立しやすい職場環境	29. 7% (24. 5%)	18. 9% (20. 0%)
⑨妊娠・出産の支援に対して満足	38. 4% (44. 3%)	23. 3% (15. 9%)

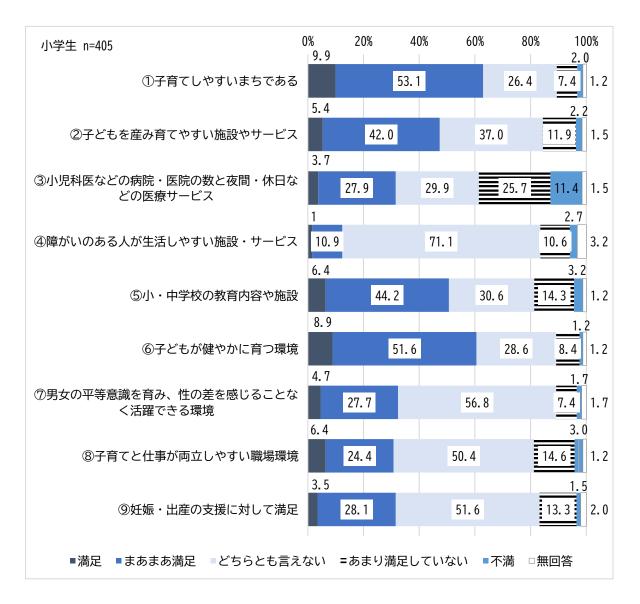


■小学生

子育て環境や支援への満足度について、『満足している』割合(「満足」と「まあまあ満足」 の合計値)は以下のとおりです。

前回調査の結果と比べると、子育てと仕事が両立しやすい職場環境に『満足している』割合が増加傾向にありますが、「障がいのある人が生活しやすい施設・サービス」については横ばいの状況となっています。

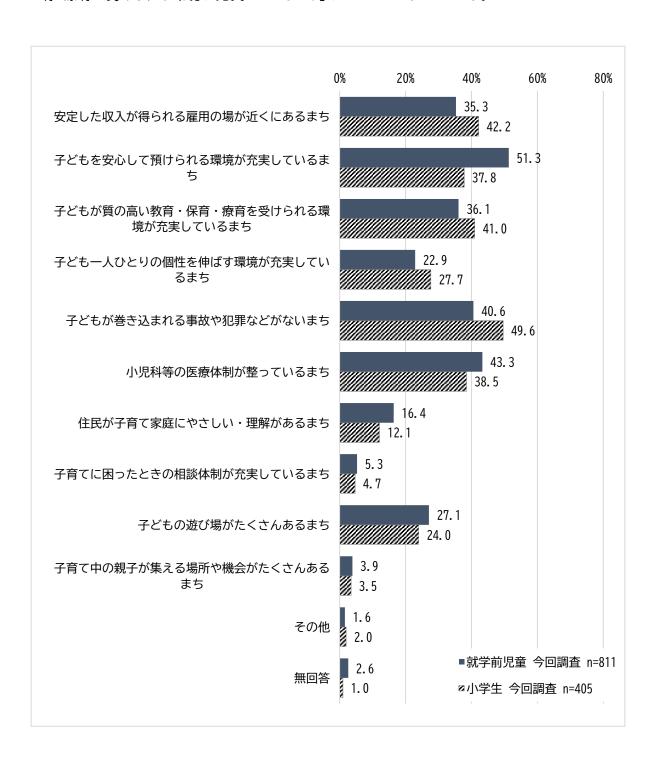
項目	『満足している』	『満足していない』
①子育てしやすいまちである	63.0% (65.2%)	9. 4% (10. 8%)
②子どもを産み育てやすい施設やサービス	47. 4% (50. 1%)	14. 1% (12. 4%)
③小児科医などの病院・医院の数と夜間・休日などの医療サービス	31.6% (35.1%)	37. 1% (30. 9%)
④障がいのある人が生活しやすい施設・サービス	12. 4% (13. 3%)	13. 3% (11. 6%)
⑤小・中学校の教育内容や施設	50. 6% (52. 8%)	17. 5% (14. 8%)
⑥子どもが健やかに育つ環境	60.5% (64.0%)	9. 6% (8. 3%)
⑦男女の平等意識を育み、性の差を感じることなく活躍できる環境	32. 4% (33. 3%)	9. 1% (8. 3%)
⑧子育てと仕事が両立しやすい職場環境	30. 8% (26. 4%)	17. 6% (16. 2%)
⑨妊娠・出産の支援に対して満足	31. 6% (39. 0%)	14. 8% (12. 9%)



⑤子育てしやすいまち【回答は3つまで】

子育てしやすいまちについて、就学前児童では、「子どもを安心して預けられる環境が充実しているまち」が51.3%で最も高く、次いで「小児科等の医療体制が整っているまち」が43.3%、「子どもが巻き込まれる事故や犯罪などがないまち」が40.6%となっています。

小学生では、「子どもが巻き込まれる事故や犯罪がないまち」が 49.6%で最も高く、次いで「安定した収入が得られる雇用の場が近くにあるまち」が 42.2%、「子どもが質の高い教育・保育・療育を受けられる環境が充実しているまち」が 41.0%となっています。



3 子育て世代や関係団体との意見交換

子育て環境の変化や子育て世代等のニーズ動向を的確に把握して、今後の施策展開等に反映していく ことを目的に、子育て世代や保育所等の子育て支援を行っている関係団体との意見交換を実施しました。

(1)市長と子育て世代との子育て座談会

①概 要

開催日	参加者数	テーマ
令和6年6月22日	16組20人	・龍ケ崎の子育てに関する良いところ・足りないところについて、子育てしやすい"まち"について ・市の子育て支援サービスの感想やサービス充実 のためのアイデアについて

②意見:要望

- ○土曜日・日曜日にこどもを預けることのできる施設があるとよい。
- ○龍ケ崎市のリフレッシュ保育はとても良い。
- ○市の西部地域に一時保育などの機能を持つ施設を増やしてほしい。
- ○さんさん館は3歳児までが遊べる施設であるが、小学生が遊べる施設が欲しい。
- ○こどもが安心して遊べるように公園の雑草の除草や遊具の適切な管理をしていただきたい。
- ○4~6歳のひとりっ子が遊べる施設がないため、そのような施設が欲しい。
- ○外出した際に店舗の中ではなく、授乳スペースや授乳ボックスがあるとよい。
- ○産前産後家事等支援の具体的な利用方法の例示や SNS などを活用した周知をした方がよい。
- ○男性の育休取得について市内企業にも育休促進の働きかけを行っていただきたい。

(2)関係団体との意見交換

①概 要

実施企業·団体等名	実施日		
社会福祉法人育心会 社会福祉法人桜光会 社会福祉法人朱白会 社会福祉法人山ゆり会	令和 6 年 4 月 22 日		
NPO 法人テディ・ベア	令和 6 年 4 月 25 日		
認定特定非営利活動法人 NGO 未来の子どもネットワーク	令和 6 年 4 月 25 日		

②意見:要望

- ○こども誰でも通園制度について、現場の保育士の状況を考えると実施は厳しい状況である。 加えて、どのような性格をしているか等、こどもを知らない状況で預かるのは難しい。
- ○全国的に保育士の確保が課題となっている。保育士を養成する学校等が閉校しているととも に、保育士を目指す人も少なくなっている。
- ○茨城県と龍ケ崎で実施している「保育士等就学資金貸付金」は保育士を目指す人にとって、 一つのモチベーションとなっていると思う。
- ○他市では、保育士に対して手当を出しているところもあり、経済的支援があれば保育士や保 育士を目指す人にとって良いと思う。
- ○子どもの居場所として、小学生のフリースクールを認めてあげることがよいのではないか。
- ○0~3歳のこどもがゆっくりと遊べる公園が必要である。
- ○雨が降った時でも利用できる室内の遊び場があるとよい。
- ○龍ケ崎のファミリー・サポート・センター事業は県内でもトップクラスの活動件数があるため、 利用者ニーズが高い事業である。
- ○リフレッシュ保育の利用者数は増加している。
- ○市の西部地域にリフレッシュ保育があるとよい。

- ○各小学校の余裕教室を保育ルームとして開放してもよいのではないか。
- ○茨城県内では子ども食堂を実施している団体は 200 近くあるが、支援する側(運営側)の人材不足や経済難が課題である。
- ○子ども食堂とは別に、マタニティ食堂が必要であると考えている。
- ○子ども食堂の利用者はほぼ横ばいであるが、以前と比較すると見守りを要するこどもが増えた。
- ○貧困の子どもは、ヤングケアラーとして家事を行っている可能性が高い。
- ○保護者の安定した収入が重要であり、その収入でしっかりとこどもを養育してもらうことが貧困対策に繋がる。
- ○こどもが大人になるまでの一連の流れで見ることのできる支援制度があるとよい。

4 第2期子ども・子育て支援事業計画の総括と今後の方向性

令和6年度までの計画である第2期子ども・子育て支援事業計画では、こども・子育てのための施策体系として8つの基本施策を位置づけて、その施策推進に向けて、毎年度、各取組みの進捗管理を行ってきました。

これまでの各取組みの実績等を考慮し、基本施策ごとの 5 年間の総括と、それを踏まえた、今後の方向性を以下のとおりまとめました。

■基本施策 | 質の高い幼児教育・保育が受けられる環境づくり

施策(1) 教育・保育の定員を確保します

施策(2) 教育・保育施設のサービスの充実を図ります

施策(3) 認可外保育施設の適正な運営を確保します

【総 括】

待機児童は、保育所等の入所定員の弾力的運用や入所定員の引上げ等、必要に応じた適切な入所定員数の確保により、平成 27 年度以降、その発生(4月1日時点)には至っていない状況です。少子化によりこどもの人口は減少しており、今後一層進行するものと予測される一方で、共働き世帯の増加により、依然として保育需要は高いものと見込まれることから、特に待機児童が発生しやすい 3 歳未満児について、引き続き待機児童が発生することのないよう、入所定員の適切な確保を行っていく必要があります。また、1 号認定こども(満3歳で保育の必要はなく、教育(幼稚園)を希望するこども)については保育需要の高まりから、供給過多であることを考慮して、需要と供給のバランス調整のための認定こども園移行促進に向けた取組みや令和 8 年度からの「こども誰でも通園制度」の本格的実施に向けた対応の他に、こども人口の減少に伴う民間保育所等の経営状況の把握等を行っていくことも今後重要です。

延長保育や一時預かりといった地域子ども・子育て支援事業をはじめとする様々な保育サービスが多くの保育所等で実施されており、多様化する利用者ニーズに適切に対応ができている状況です。共働き世帯の増加や子育て世帯の生活環境の変化等により、一層の需要増が見込まれることから、継続して利用者ニーズに対応できるよう、今後も適正な必要量を算出し、その確保策を講じていく必要があります。また、新たな保育士配置基準での保育所運営が求められる中で、保育士等の確保はさらに重要性を増してくることから、引き続きそのための取組みについても検討・実施していく必要があります。

- ・ 保育需要への対応
- ・ 延長保育、一時保育等の利用者ニーズへの対応

- ・「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた検討
- ・ 認定こども園化の促進
- ・ 保育士等の確保に向けた取組みの検討

■基本施策2 地域でのびのびと子育ち・子育てできる環境づくり

施策(1) 地域・居宅における子育てを応援します

施策(2) 児童の健全な育成を図ります

【総 括】

少子化の進行に伴い、こども同士、子育て世帯同士の交流機会が減少している状況下において、さんさん館や民間保育所等で運営する地域子育て支援センターは、子育てに関する交流・相談・情報提供の拠点であり、本市の子育て支援機能の充実等を図るうえで、一層重要性を増していくことから、今後も引き続き施設運営の充実を図っていく必要があります。

また、ファミリー・サポート・センター事業やリフレッシュ保育事業等、子育て世代を 直接的に支援するサービスについては、利用者ニーズに確実に対応できるよう安定的なサ ービス提供体制づくりのための検討を行っていくことも重要です。

学童保育については、特に利用の多い小学 I~3 年生はほぼ横ばいで推移し、4~6 年生は減少傾向にあるものの、保育所等と同様、共働き世帯の増加により、その需要は今後も高いものと見込まれます。今後も引き続き、入所児童数の推移等を注視しながら、待機児童が発生することのないよう、入所定員の適切な確保を行っていく必要があります。

また、現在たつのこやま管理棟を活用し、実施しているこどもたちの居場所づくりについて、関係団体からのヒアリングやアンケート調査等において、拡充等を望む声があることから、今後それに向けた協議・検討を行っていくことが重要です。

- ・ 学童保育需要への対応
- ・ 地域子育て支援拠点事業の充実
- ・ ファミリー・サポート・センター事業、リフレッシュ保育事業等の利用者ニーズへの対応
- ・ こどもの居場所づくりの推進

■基本施策3 子どもが健やかにいきいきと育つ環境づくり

施策(I) 子どもと母親の健康の維持・増進に努めます

施策(2) 小児医療の充実に努めます

施策(3) ひとり親家庭の自立支援に努めます

施策(4) 児童虐待の防止対策を徹底します

施策(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減と適正化に努めます

【総括】

地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問では、受診勧奨等の取組みを積極的に行ってきた結果、少子化の影響下にあっても、着実に取組実績を伸ばしている状況にあります。この一方で、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では、子育て上の不安や悩みとして、「子どもの健康や発育・発達に関すること」と回答している方の割合は 45.0%と高く、また前回調査と比較して、3.0 ポイント上昇していることから、「子どもと母親の健康の維持・増進」に関する取組みを今後も充実させていく必要があります。

毎年度、児童虐待に関する相談が 100 件、通告が 10 件程度寄せられており、それらに対して、家庭訪問や関係機関からの情報収集を行い、児童相談所等の関係機関と連携して、問題解決に向けた支援を適切に行っています。このような状況下、全国的には、虐待相談件数の増加が顕在化していること等を踏まえ、今後は「こども家庭センター」の設置・運営や地域子育て相談機関(利用者支援事業)の拡充、こどもの居場所づくりの推進等、より一層、子育て家庭を包括的に支援する体制の構築・運営が必要です。

- ・ 育児不安解消のための母子保健の充実
- ・ こども家庭センターの設置・運営等による児童虐待防止対策等の充実
- ・ 地域子育て相談機関(利用者支援事業)の拡充
- ・ こどもの居場所づくりの推進

■基本施策4 障がいのある子どもとその家族を支援する環境づくり

施策(I) 障がいのある子どもとその家庭への支援を図ります

【総 括】

障がいのあるこどもやその家庭への支援に向けては、こども発達センター つぼみ園を中心として、様々な療育支援や特別教育支援等が行われている状況であり、今後も関係機関との連携体制の強化に努めて、さらなる充実を図っていく必要があります。

今後も引き続き、障がいや発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容を推進し、 それぞれのこどもの置かれた環境やライフステージに応じた支援の充実を図っていくた め、障がい福祉全般の施策を担う「第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3 期障がい児福祉計画」の着実な推進が必要です。

【今後の取組みの方向性】

- ・ 幼児教育・保育施設とこども発達センターとの有機的な連携
- ・ 障がい者プランの着実な推進
- ■基本施策5 豊かな心と夢をはぐくむ教育環境づくりの総括・今後の取組み
 - 施策(1) 子どもが生きるための力をはぐくむ学校教育を推進します ~確かな学力の向上~
 - 施策 (2) 子どもが生きるための力をはぐくむ学校教育を推進します ~豊かな心の育成~
 - 施策(3) 子どもが生きるための力をはぐくむ学校教育を推進します ~健やかな体の育成~
 - 施策(4) 信頼される学校づくりに努めます
 - 施策(5) 次代の親となる世代を育てます

【総 括】

こどもの学力の向上、心と体の健全な育成に向けて、各小中学校を中心として、関係機関との連携や創意工夫を図りながら、様々な取組みに努めている状況です。今後も少人数指導やチームティーチング、AI ドリルの活用等、学力の向上に向けた取組みを一層推進していく必要があります。

今後も引き続き、こどもの学力向上、心と体の健全育成等を図り、次代の地域づくりの 担い手を育成していくため、教育分野におけるマスタープランである「第 2 次龍ケ崎市教 育プラン」の着実な推進が必要です。

【今後の取組みの方向性】

・ 教育プランの着実な推進

■基本施策6 安心・安全に子育てできる生活環境づくり

施策(I) 良質な住宅環境を確保します

施策(2) 安心して外出できる環境を確保します

施策(3) 子どもを交通事故・水の事故から守ります

施策(4) 子どもを犯罪から守ります

【総括】

安心・安全な生活環境づくりに向けて、市営住宅・道路・公園・交通安全施設、その他の危険個所について、計画的な修繕を行う等、適切な管理を行っている状況です。また、交通に関しては、従来の交通安全教室の開催やチャイルドシートの利用勧奨等に加え、道路交通法の改正を受けて、自転車運転時におけるヘルメット着用促進に向けた新たな取組みや、利便性向上のための AI オンデマンド交通実証実験等を開始しています。

今後も引き続き、住宅取得補助金をはじめとする若者・子育て世代の定住促進に向けた 取組みを推進していくとともに、安心・安全に子育てできる生活環境の実現に向けて、都 市計画マスタープランに掲げる道路・住宅等に関する都市づくりの方針に即した適切な施 設管理等が必要です。

【今後の取組みの方向性】

・ 都市計画マスタープランに掲げる各方針に即した適切な施設管理等

■基本施策7 仕事と家庭生活が両立できる環境づくり

施策(1) 仕事と家庭生活が両立できる働き方を促進します

施策(2) 仕事と家庭生活が両立できる基盤を確立します

【総 括】

「子育てと仕事が両立しやすい職場環境である」と感じている人の割合は、就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれにおいても前回調査時と比較して増加しているものの、高い水準にあるとは言えない状況です。また、子育てをする上で、「仕事との両立が難しい」と感じている保護者も増加しており、保護者が不安や悩みとして挙げる項目の上位となっている状況にあります。

子育てと仕事が両立しやすい職場環境であると感じている人の割合

就学前児童保護者 24.5% → 29.7% 5.2P↑

小学生児童保護者 26.4% → 30.8% 4.4P↑

子育ての上で「仕事との両立が難しい」と感じている人の割合

就学前児童保護者 29.6% → 35.8% 6.2P↑

小学生児童保護者 20.8% → 24.2% 3.4P↑

「仕事との両立が難しい」と感じている人の割合が多いことの理由の一つとして、家庭内における家事・育児負担が女性に偏っていることが考えられるため、今後も引き続き、子育て支援に関する施策の推進に努めていくとともに、共働き・共育ての推進に向けて、男性の育児休業取得促進等をはじめとした、男性の働き方改革促進のための取組みが重要です。

- ・ 男性の働き方改革促進のための取組みの検討
- ・ 保育需要への対応
- ・ 地域子育て支援拠点事業の充実

■基本施策8 すべての子どもがより良い教育・保育を受けられる環境づくり

施策(I) 早期発見・早期支援のための取組の強化

施策(2) 生活支援の充実

施策(3) 教育支援の充実

施策(4) 就労支援の充実

施策(5) 支援体制の整備・充実

【総 括】

こどもの貧困問題の改善・解消に向けて、「子ども家庭総合支援室」・「子育て世代包括支援センター」の設置・運営、家庭児童相談員やスクールソーシャルワーカーによる積極的な支援、児童扶養手当等の各種制度の適切な運用等、様々な取組みを行っている状況です。こどもの貧困や児童虐待、ヤングケアラー等の問題は、全国的に相談件数の増加が顕在化していること等を踏まえ、今後も行政だけでなく、学校や地域等の関係団体との連携強化を図り、協働して適切な支援を行っていくとともに、今後は「こども家庭センター」の設置・運営や地域子育て相談機関(利用者支援事業)の拡充、こどもの居場所づくりの推進等、より一層、子育て家庭を包括的に支援する体制の構築・運営が必要です。

- ・ こども家庭センターの設置・運営等による児童虐待防止対策等の充実
- ・ 地域子育て相談機関(利用者支援事業)の拡充
- ・ こどもの居場所づくりの推進

第3章 計画の理念

本計画における理念は、本市の最上位計画である「龍ケ崎みらい創造ビジョン for 2030」でのこども・子育てに関する施策展開の考え方を踏まえ、親となる全ての者が不安等を抱えることなく、喜びを実感しながら、こどもを産むことができ、その全てのこどもたちは、たくさんの愛情の中で、健全に成長することができることを願って、次のとおり定め、様々な施策、事業を展開していきます。

喜びを実感しながら、安心してこどもを産み、健やかに育むことができるまちの実現

第4章 今後5年間に展開する子育で支援の取組

Ⅰ 教育・保育の提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域の設定については、保護者やこどもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、市全体をI区域として設定します



2 施策の展開

本計画で掲げる理念に基づき、次の5つの基本施策を設定して、事業等の展開を図っていきます。

		具体的な取組み
		(I) 幼児教育・保育の「量の見込み」と「提供体制の確保」
	幼児教育・保育の提供体制の確保	(2) 教育・保育の一体的な提供の推進
I		(3) 産前・産後休業及び育児休業明けの保育等の利用支援
		(4) 保育士確保のための取組み
		(I) 延長保育事業
		(2) 一時預かり事業
		(3) 病児保育事業
		(4) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
		(5) ファミリー・サポート・センター事業
		(6) 子育て短期支援事業
		(7) 地域子育て支援拠点事業
_	地域子ども・子育て支援事業の充実	(8) 利用者支援事業
П		(9) 乳児家庭全戸訪問事業
		(10) 養育支援訪問事業
		(II) 妊婦健康診査事業
		(12) 学童保育事業
		(3) 産後ケア事業
		(4) 妊婦等包括相談支援事業
		(15) 実費徴収に係る補足給付のための取組み
		(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための取組み
	基本施策	施策の方向性
		(I) 子育て中の親子が、地域で安心して子育てができるよ
	安心して産み育てることができる環	う、拠点整備や支援サービスの充実を図るとともに、こども
Ш	境の整備と子育て支援の充実	が地域で安全に過ごすことができる居場所を創出します。
		(2) 妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のないきめ細や
		かな支援に取り組みます。
	すべてのこどもを守り、支える環境の	児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラーなど、社会的課題に対する総合的な支援体制を構築するとともに、ひとり親
IV	充実	家庭や育児不安を抱える家庭など、家庭の状況に応じた適
		切な支援を行います。
		男性の働き方改革や家庭での家事・育児参画に加え、男
٧	の充実	性・女性ともに育児等を両立できるための柔軟な働き方の
	の元大	実現に向けた取組みを推進します。

施策 I 幼児教育・保育の提供体制の確保

(I) 幼児教育・保育の「量の見込み」と「提供体制の確保」

--I 号認定·2号認定【3~5歳】--

単位:人

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
児	是童数(3~5歳)	1,234	1,170	1,066	1,036	993	979
量	量の見込み…①	1,190	1,109	1,011	981	941	927
	号認定	381	382	348	338	324	319
	2号認定	809	727	663	643	617	608
	保育ニーズ	744	652	595	577	554	546
	教育ニーズ	65	75	68	66	63	62
磘	····②	1,398	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411
	特定教育・保育施設 号	565	574	574	574	574	574
	付足软月 休月///	(65)	(75)	(68)	(66)	(63)	(62)
	特定教育·保育施設 2 号	833	837	837	837	837	837
	差 ②-①	208	302	400	430	470	484

--3 号認定【0~2 歳】--

単位:人

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和 年度
児	」童数(0~2 歳)	1,003	961	949	938	930	922
	児童数(O歳)	322	318	314	311	309	305
	児童数(歳)	319	314	311	307	305	303
	児童数(2歳)	362	329	324	320	316	314
量	の見込み…①	528	524	520	518	517	515
	3号認定(0歳)	98	103	102	101	101	99
	3号認定(歳)	192	192	191	191	191	191
	3号認定(2歳)	238	229	227	226	225	225
0	~2 歳保育利用率	54.0%	54.8%	55.0%	55.4%	55.8%	56.0%
確	保方策…②	618	614	614	614	614	614
	特定教育·保育施設O歳	92	87	87	87	87	87
	特定教育·保育施設 歳	194	195	195	195	195	195
	特定教育・保育施設 2 歳	238	238	238	238	238	238
	特定地域型保育事業	94	94	94	94	94	94
	差 ②-①	90	90	94	96	97	99

[※] 過去の実績及び傾向を勘案し、10月1日時点の見込み数を算出したものです。

(2) 教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟にこどもを受け入れることのできる施設です。こどもたちにとっては、教育認定・保育認定いずれであっても、幼稚園と保育所の同一のクラス、カリキュラムによる質の高い教育と必要な保育が組み合わされて受けられます。

本市では、教育・保育の一体的提供の重要性や認定こども園の数々の利点を踏まえ、認定こども園法施行後、市内の私立幼稚園等に対する情報提供や要請を通じて移行の促進に努めてきました。各施設の理解と協力により、着々と認定こども園への移行が進展し、令和6年4月1日現在において、市内の認定こども園は6施設となっています。

今後も、幼稚園・保育所の垣根を越えた一体的な教育・保育が提供されるよう、引き続き運営法人 に適切な事業運営を要請(指導・監督)していくとともに、教育・保育の一層の質の向上を図るための 支援に努めます。

(3) 産前・産後休業及び育児休業明けの保育等の利用支援

保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることなく、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、保育課窓口や地域子育て支援センター等を通じて、休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めます。

また、休業明けの保護者の認定こども園、保育所等の速やかな利用につなげるため、柔軟な受入れ や優先度の引上げなどに努めます。

(4) 保育士確保のための取組み

取組み	区分	取組みの内容	担当課
保育士等確保体制支援新		利用定員に空きが出た場合でも、保育士等の雇	保育課
事業	和川	用を確保し、施設等の安定的な運営を支援します。	休月砞
		保育士や幼稚園教諭の資格取得を目指し、将来	
保育士等修学資金貸付	継	市内の保育所(園)・認定こども園・幼稚園等の施	保育課
事業	孙生	設で保育士・幼稚園教諭の業務に従事しようとする	休月砞
		方に修学資金の貸付を行います。	
保育士等就労促進家賃		市内の保育所(園)等で新たに常勤雇用された	
補助事業	継	方(公立保育所においては、臨時・非常勤職員に限	保育課
州 功		る)の家賃を補助します。	
		市内の保育所(園)等と就職希望者との架け橋と	
保育所等合同就職説明	継	して、龍ケ崎市、利根町にある保育所(園)・幼稚園・	保育課
会の開催	不 企	認定こども園による合同就職説明会を開催し、保育	休月沐
		士の確保に努めます。	

区分 新:新規 , 拡:拡充 , 充:充実 , 継:継続

施策Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施します。

		令和 5 年度	令和 6 年度
実	沒績値(人)	547	
硝	『保方策(計画値)		
	利用確保数	720	720
	実施か所数	13	13

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
量	量の見込み(人)…①	606	573	562	547	541
磘	笙保方策…②					
	利用確保数	606	573	562	547	541
	実施か所数	14	14	14	14	14
	差 ②-①	0	0	0	0	0

(2) 一時預かり事業

従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育を実施します。

●一時預かり事業(幼稚園型)

		令和5年度	令和 6 年度
実	沒績値(人)	16,431	
硝	『保方策(計画値)		
	利用確保数	1,099	1,099
	実施か所数	Ⅰか所	lか所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度	
量	世の見込み(人)…①	25,974	23,643	22,961	21,995	21,654	
磘	確保方策…②						
	利用確保数	25,974	23,643	22,961	21,995	21,654	
	実施か所数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10か所	
	差 ②-①	0	0	0	0	0	

●一時預かり事業(幼稚園型以外)

家庭において保育を受けることが困難な場合に、児童を一時的に預かります。

			令和5年度	令和 6 年度
実	淫績	值(人)	2,849	
硝	【保	方策(計画値)		
	利用確保・実施か所数		5,426	5,426
	不:	加强体 关心 /// 数	10 か所	10 か所
		一時預かり事業	4,306	4,306
		(幼稚園型以外)	9 か所	9 か所
		子育て援助活動支援事業	1,120	1,120
		(病児緊急対策強化事業除く)	Ⅰか所	か所

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
重	量の見込み(人)…①		2,705	2,666	2,642	2,621	2,603
磘	【保	方策…②					
	Ŧ1	用確保・実施か所数	5,523	5,523	5,523	5,523	5,523
	一个!、	J用唯体"天旭》"/JI 数	10 か所	10 か所	10か所	10か所	IOか所
		一時預かり事業	4,428	4,428	4,428	4,428	4,428
		(幼稚園型以外)	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
		子育て援助活動支援事業	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
		(病児緊急対策強化事業除く)	l か所	Ⅰか所	Ⅰか所	Ⅰか所	Ⅰか所
		差 ②-①	2,818	2,857	2,881	2,902	2,920

(3) 病児·病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。

			令和 5 年度	令和 6 年度
実績値(人日)			1,784	
硝	【保	方策(計画値)		
	利用確保・実施か所数		4,106	4,106
	小、	用唯体 天地小川数	7 か所	7 か所
		病児保育事業	4,106	4,106
		州州	7 か所	7 か所
		子育て援助活動支援事業	_	_
		(病児緊急対策強化事業除く)	0 か所	0 か所

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
量の見込み(人日)…①			2,427	2,298	2,243	2,181	2,147
磘	解保	方策…②					
	Ŧ1]用確保・実施か所数	4,674	4,674	4,674	4,674	4,674
	利用唯保 美胞 阶	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	
		病児保育事業	4,674	4,674	4,674	4,674	4,674
			9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
		子育て援助活動支援事業	_	_			_
		(病児緊急対策強化事業除く)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	Οか所
		差 ②-①	2,247	2,376	2,431	2,493	2,527

(4) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等において、乳児または満3歳未満の幼児に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度		
量	量の見込み(人日)…①							
	0歳児	_	8	8	8	8		
	I 歳児		7	7	7	7		
	2歳児		6	6	6	6		
硝	『保方策(人日)…②							
	0歳児		8	8	8	8		
	I 歳児	_	7	7	7	7		
	2歳児		6	6	6	6		
	差 ②-①	_	0	0	0	0		

(5) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

		令和5年度	令和 6 年度			
実	孫績値(人日)	3,816				
磘	確保方策(計画値)					
	利用確保数	2,493	2,433			
	実施か所数	Ⅰか所	Ⅰか所			

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
量	世の見込み(人日)…①	3,878	3,917	3,956	3,996	4,036
硝	確保方策…②					
	利用確保数	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380
	実施か所数	Ⅰか所	Ⅰか所	Ⅰか所	Ⅰ か所	Ⅰか所
	差 ②-①	502	463	424	384	344

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育をすることが一時的に困難となった児童について、 児童養護施設等に養育を依頼し、必要な保護を行います。

		令和 5 年度	令和 6 年度			
実績値(人日)		2				
硝	確保方策(計画值)					
	利用確保数	モニタリング	モニタリング			
	実施か所数	8 か所	8 か所			

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
量	量の見込み(人日)…①	24	24	24	24	24
硌	確保方策…②					
	利用確保数	24	24	24	24	24
	実施か所数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9か所
	差 ②-①	0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

		令和5年度	令和 6 年度		
実	K績値(人回)	8,321			
硝	確保方策(計画值)				
	利用確保数	10,740	10,402		
	実施か所数	7 か所	7 か所		

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
量	セの見込み(人回)…①	8,156	8,104	8,014	7,990	7,928
確	確保方策…②					
	利用確保数	15,252	15,252	15,252	15,252	15,252
	実施か所数	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
	差 ②-①	7,096	7,148	7,238	7,262	7,324

(8) 利用者支援事業

こども及びその保護者等、または妊娠している人に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等が 円滑に利用できるよう、身近な実施場所で、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、 関係機関との連絡調整等を実施します。

		令和5年度	令和 6 年度	
実績値(か所)		3 か所	3 か所	
磘	『保方策(計画内容)			
	実施か所数	3 か所	3 か所	
	実施施設	市役所、さんさん館		
	· 关	駅前こどもステーション		

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
量	量の見込み(か所)…①	3 か所	5か所	6 か所	7 か所	8 か所
確保方策…②						
	実施か所数	3 か所	5 か所	6 か所	7 か所	8 か所
市役所、さんさん館、駅前こどもステーション、保1		ン、保育所(園	1)、			
	実施施設	認定こども園				
	差 ②-①	0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児や保護者 の心身の状況、養育環境等の把握を行い、養育についての相談、助言その他の援助を行います。

	令和 5 年度	令和 6 年度	
実績値(人)	338		
確保方策(計画内容)	助産師や保健師が全戸訪問		

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
量の見込み(人)	318	314	311	309	305
確保方策	助産師や保健師が全戸訪問				

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

	令和 5 年度	令和 6 年度	
実績値(人)	76		
確保方策(計画内容)	家庭児童相談員、		
唯体ル界(計画内谷)	保健師等が訪問		

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
量の見込み(人)	80	80	80	80	80
確保方策	家庭児童相談員、保健師等が訪問				

(II) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人回)	3,258	
確保方策(計画内容)	14回の妊婦健康診査	
唯休万束(司四内谷)	受診票交付	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
量の見込み	3,180	3,140	3,110	3,090	3,050
確保方策	妊娠届出者へ 4 回の妊婦健康診査受診票交付				

(12) 学童保育事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の利用可能教室、体育館、校庭等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

■ I ~3年生■

		令和5年度	令和6年度
実績値(人)		704	
硝	[保方策(計画値)		
	利用確保数	704	718
	実施か所数	Ⅱか所	Ⅱか所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
量	畳の見込み(人)…①	675	657	610	586	546
確保方策…②						
	利用確保数	818	818	804	814	800
	実施か所数	10 か所	10 か所	9 か所	9 か所	9 か所
	差 ②-①	143	161	194	228	254

■4~6 年生■

		令和5年度	令和 6 年度
実	沒績値(人)	207	
硝	『保方策(計画値)		
	利用確保数	262	267
	実施か所数	Ⅱか所	か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
量	量の見込み(人)…①	231	226	235	215	214
皕	確保方策…②					
	利用確保数	280	280	309	299	313
	実施か所数	10 か所	10 か所	9 か所	9 か所	9 か所
	差 ②-①	49	54	74	84	99

(13) 産後ケア事業

出産後、おおむね4か月未満児と母を対象に、委託医療機関で通所や宿泊を通して心身のケアや 育児のサポート等を行います。

	令和5年度	令和 6 年度
実績値(人日)	98	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
量の見込み(人日)…①	120	130	140	150	160
確保方策…②	120	130	140	150	160
差 ②-①	0	0	0	0	0

(14) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して、それぞれのニーズに応じた子育てに関する情報の提供や相談を行い、妊娠期から子育で期までの切れ目のない支援を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	妊娠届出数 318	妊娠届出数 314	妊娠届出数 311
	I 組当たりの面談回数	I 組当たりの面談回数	I 組当たりの面談回数
量の見込み	3回	3回	3回
	面談実施合計回数	面談実施合計回数	面談実施合計回数
	954 回	942 回	933回
確保方策	716回	707回	700回
(こども家庭センター)	/16回	707日	/00년
確保方策	220回	225 🗐	22219
(上記以外の業務委託)	238回	235 回	233回

	令和 10 年度	令和 年度	
	妊娠届出数 309	妊娠届出数 305	
	I 組当たりの面談回数	I 組当たりの面談回数	
量の見込み	3回	3回	
	面談実施合計回数	面談実施合計回数	
	927 回	915回	
確保方策 (こども家庭センター)	696 回	687 回	
確保方策 (上記以外の業務委託)	231 回	228 回	

(15) 実費徴収に係る補足給付のための取組み

低所得者世帯を対象として、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具な ど教材費用及び行事への参加に要する費用等を助成します。

	令和 5 年度	令和 6 年度
実績	実施	実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施

(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための取組み

教育·保育施設や地域子ども·子育て支援事業の量的拡大を図るため、事業実施に関する相談や 手続きに関する支援等を行い、多様な事業者の新規参入を促進します。

	令和5年度	令和6年度
実績	実施	実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 年度
量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施

施策Ⅲ 安心して産み育てることができる環境の整備と子育て支援の充実 施策の方向性

(I) 子育て中の親子が、地域で安心して子育てができるよう、拠点整備や支援サービスの充実を図るとともに、こどもが地域で安全に過ごすことができる居場所(遊び場)を創出します。

取組み	区分	取組みの内容	担当課
		本市全体の子育て支援環境の充実を図るため、	
新たな子育て支援拠点	# C	市域東部における既存の子育て支援拠点の他、新	まちの魅力創造課
の整備検討	新	たな地域における子育て支援拠点の整備を検討し	こども家庭課
		ます。	
各地域におけるこどもの		本市の子育て支援環境の充実を図るため、市民	
居場所(遊び場)の創出	新	等から要望のある、市内各地域におけるこどもの居	こども家庭課
検討		場所(遊び場)の創出を検討します。	
		子育て世代を取り巻く環境の変化や子育て世代	
		の声等を的確に把握し、子育て支援施策に反映して	
子育て世代との意見交 子育で世代との意見交		いくため、子育て世代との意見交換の機会を設けま	
サー で 世代との 息兄文 換会の開催	新	す。	こども家庭課
探云の刑性		また、市に対して子育て世代の方が気軽に子育て	
		に関するご意見やご要望をお寄せいただけるための	
		仕組みを検討します。	
		母子保健と児童福祉の一体的な運営を行う機能	
		を有し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して	
こども家庭センターの運	新	出産前から子育て期に係る切れ目のない支援を行	こども家庭課
営の充実	利	うため、令和7年4月に設置した「こども家庭センタ	ことも外庭跡
		ー」の運営充実に向けて、配置職員のスキル向上等	
		の取組みを行います。	
		子ども・子育て支援法等の一部改正により創設さ	
こども誰でも通園制度の	新	れた「乳児等のための支援給付(こども誰でも通園	保育課
実施検討	<i>₹</i> /1	制度)」の令和8年度からの本格的実施に向けた検	冰月
		討・準備を行います。	
駅前こどもステーションの	新	令和7年3月に終了となる送迎サービスに代わる	こども家庭課
リニューアル	<i>₹</i> /	新たな機能を付加して、施設の充実を図ります。	ここり外庭球
子育て支援団体の運営		本市の子育て支援を支える NPO 法人(本市から	
支援	新	子育てサポート認定団体として、認定を受けている団	こども家庭課
人]友		体) の安定的かつ持続的な活動のための支援を検	

		討します。	
		こどもや子育て世代の交流の場として、また、子育	
さんさん館(地域子育て		てに関する相談や情報を入手する場として、多くの子	
支援センター) の運営拡	拡	育て家庭に利用されている地域子育て支援拠点事	こども家庭課
充		業の中核である「さんさん館」の開館日数等を増加	
		する等、運営の拡充を図ります。	
リフレッシュ 伊玄恵戦の		一時的にお子さんを預かり、保護者がリフレッシュ	
リフレッシュ保育事業の	拡	できる時間を提供するリフレッシュ保育事業の実施	こども家庭課
┃拡充 ┃		か所数の増加等、事業の拡充を図ります。	
		本市の子育て支援サービス等に関する情報発信・	
龍ケ崎市育児応援サイト	充	提供提供の充実を図るため、龍ケ崎市育児応援サ	こども家庭課
の充実		イトのコンテンツの充実やタイムリーな情報発信を行	ことも豕庭砞
		います。	
子育てガイドの発行		本市の子育て情報を掲載する「子育てガイド」を	
	充	最新情報へと改訂し、主に未就学児のいる世帯に広	こども家庭課
		く行き渡るよう配布します。	

区分 新:新規 , 拡:拡充 , 充:充実 , 継:継続

施策の方向性

(2) 妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のないきめ細やかな支援に取り組みます。

取組み	区分	取組みの内容	担当課
家庭訪問型子育て支援 (ホームスタート)の導入	新	地域の子育て経験者が子育てを始めたばかりの 家庭を訪問し、保護者の相談を受けたり、家事や育 児に一緒に取り組むホームスタートの導入につい て、検討します。	こども家庭課
小児医療オンライン相談 の導入検討	新	こどもの急な体調の変化に際し、医療機関受診の要否の判断や、日常の不安や疑問を解消するために、小児医療オンライン相談の導入について検討します。	医療対策課
不妊治療費用助成事業 の実施	新	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)及び男性 不妊治療について、経済的負担の軽減を図るため に治療費の一部を助成します。	こども家庭課
乳幼児健康診査の実施	拡	3~4か月児健診、I歳6か月児健診、2歳6か月 児歯科健診、3歳5か月児健診を実施し、心身の成 長発達の確認及び病気の早期発見に努めます。 また、就学に向けて、5歳児健診の実施について も検討します。	こども家庭課健康増進課
子育て支援サービス申 請の電子化	充	産後のサービス(産後ケア事業、産前産後家事 等支援事業等)に係る利用申請受付について電子 化することで、利用者の利便性の向上を図ります。	こども家庭課
プレママ教室・プレパパ 教室の開催	充	赤ちゃんを迎える準備として、妊娠中の生活、お産の流れや赤ちゃんのお世話等について教室を実施し、安心して共に子育てできるよう支援します。 また、プレパパ教室では、男性の家庭での家事・育児参画の重要性に関しての啓発を行います。	こども家庭課健康増進課
妊婦歯周疾患検診の実 施	継	妊娠中は、歯肉炎など歯周疾患になりやすく、 歯周病は低出生体重児との関連があるとされて いるため、歯周疾患検診の助成をすることで、歯 周疾患の早期発見・早期治療につなげます。	こども家庭課
新生児聴覚検査の実施	継	新生児期において、先天性難聴の早期発見を目 的として検査費用の助成を行います。	こども家庭課
産前産後家事等支援事 業(たつのこヘルパー)	継	家族等から家事や育児のサポートが受けられない妊婦や出産後 年未満の産婦を対象に、家事支	こども家庭課

	I		-
の実施		援や育児補助支援サービスを提供することで母親	
		等の身体的負担の軽減とともに、費用助成による経	
		済的負担を軽減します。	
乳児委託健康診査の実		生後 か月児健診、3~7か月児健診、8~ か	
	継	月児健診を医療機関で実施し、児の成長発達の確	こども家庭課
施		認や病気の早期発見に努めます。	
1-38444444		非課税世帯等を対象に経済的負担を軽減する	
非課税世帯等妊娠判定	継	ために妊娠判定に係る費用の一部を助成しま	こども家庭課
費用助成事業の実施		す。	
マタニティタクシー費用	/nl/	妊産婦健診やプレママ教室、出産時、産後ケア事	~1/34 卢士畑
助成事業の実施	継	業の際に利用したタクシー費用の助成を行います。	こども家庭課
		産婦健康診査(産後2週間及び4週間)により、	
産婦健康診査の実施	継	産婦の心身の健康状態を確認し、支援が必要な産	こども家庭課
		婦には早期に支援を行います。	
		妊婦やこどもと同居している家族に対して、禁煙	
禁煙外来治療費助成事	継	外来に係る費用の助成を行うことで、妊婦やこども	こども家庭課
業の実施	7,2	への受動喫煙を防止します。	
	継	管理栄養士、歯科衛生士、視能訓練士による個別	こども家庭課
こどもの健康相談の開催		相談を行います。子育ての悩みを解消し、保護者が	健康増進課
		不安なく子育てできるよう支援します。	
		離乳食の進め方や食べさせ方等の講話や試食を	
		通して、離乳食に関する不安が解消できるよう支援	こども家庭課
離乳食教室の開催	継	するとともに、乳歯のお手入れ方法についての講話	健康増進課
		を行い、歯磨きの習慣化に努めます。	7 7 7
 おひさまくらぶの実施		未就学のお子さんの発達面や行動面で心配なこ	こども家庭課
(発達相談)	継	とがある保護者の個別相談を行います。	健康増進課
たんぽぽくらぶの実施		小学生までのお子さんの関わり方で、困っている	こども家庭課
(育児相談)	継	保護者の個別相談を行います。	健康増進課
		発達に課題のあるこどもを対象に「こども発達セ	
		ンター つぼみ園」において、保育所や小学校等と	
児童発達支援の実施	継	連携しながら、早期療育のための適切な指導等を	障がい福祉課
		行い、こどもとその家族への支援を行います。	
		可以 かかり せいせき まま	

区分 新:新規 , 拡:拡充 , 充:充実 , 継:継続

施策IV すべてのこどもを守り、支える環境の充実

施策の方向性

児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラーなど、社会的課題に対する総合的な支援体制を構築するとともに、ひとり親家庭や育児不安を抱える家庭など、家庭の状況に応じた適切な支援を行います。

取組み	区分	取組みの内容	担当課
		関係機関との連携体制の強化とともに、個々のケ	
こども家庭センターにお	رد	ースに応じたサポートプランの内容の充実を図ること	つび# 完成細
ける相談体制の強化	新	で、こども家庭センターにおける相談支援体制の強	こども家庭課
		化を図ります。	
		家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育	
フムフ州世計明士授声		て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居	
子育て世帯訪問支援事	新	宅を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾	こども家庭課
業の実施		聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施するこ	
		とにより、家庭や養育環境を整えます。	
		養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場	
		所となる場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサ	
		ポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとと	
旧安女子士松枷上市类		もに、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、	
児童育成支援拠点事業	新	関係機関と連携し、個々の児童の状況に応じた支援	こども家庭課
の実施		を行います。	
		また、NPO 法人等と連携し、こどもの状況把握を	
		行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制を	
		強化します。	
		児童との関わり方に悩みや不安を抱えている保護	
		者と児童に対し、講義、グループワーク、ロールプレイ	
胡刀眼尽形术士控束类		等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報	
親子関係形成支援事業	新	の提供、相談及び助言を実施します。	こども家庭課
の実施		また、保護者同士が相談し、情報の交換ができる	
		場を設けることにより、適切な親子関係の形成を図り	
		ます。	
		新たにこども食堂やこどもへの宅食等の支援を行	
こども食堂の設置の促進	女仁	うことを希望している民間団体等に対し、必要な情	っぴ 生安良細
	新	報提供や活動支援等を通じて、設置の促進を図りま	こども家庭課
		す。	

		全国的に児童虐待等の問題が顕在化しているこ	
		と等を踏まえ、今後一層、適切な保護、支援を行って	
龍ケ崎市子どもを守るネ	充	いくため、関係機関との連携強化を図りながら、子ど	こども家庭課
ーットワークの充実 ー		もを守るネットワークや、個々のケースを具体に扱う	
		個別ケース検討会議の適切な運営を行います。	
西土採旧产符の日内口		児童虐待等のリスク軽減のため、要支援児童等に	
要支援児童等の見守り	継	対して、食事や居場所を提供する等、見守り体制の	こども家庭課
強化事業の実施 		強化を図ります。	
		母子家庭・父子家庭が安心して子育てと就業の	
		両立ができるよう、認定こども園や保育所、学童保	
母子家庭・父子家庭の	継	育の優先入所に配慮します。	こども家庭課
自立支援の推進		また、各種手当の適切な制度運用による経済的	保育課
		支援の他、ハローワーク等の関係機関と連携した就	
		業支援等を行うことで、自立支援を推進します。	

区分 新:新規 , 拡:拡充 , 充:充実 , 継:継続

施策V 仕事と家庭生活が両立できる環境の充実

施策の方向性

男性の働き方改革や家庭での家事・育児参画に加え、男性・女性ともに育児等を両立できるための 柔軟な働き方の実現に向けた取組みを推進します。

取組み	区分	取組みの内容	担当課
男性を対象とした働き方		男性を対象とした講座やイベントを開催し、働き	
改革のための講座等の	新	方改革のための啓発・促進を図ります。	こども家庭課
開催			
市内企業を対象とした男		事業主等に対して、父親の育児休業取得促進や	
性の育児休暇取得促進	新	子育て期間中の勤務時間短縮などについての普	こども家庭課
のための啓発活動		及・啓発を行います。	
子の年齢に応じた柔軟		事業主等に対して、子の年齢に応じた柔軟な働き	
な働き方の実現に向けた	新	方の実現(始業開始等の変更、テレワーク等)に向	こども家庭課
啓発活動		けた普及・啓発を行います。	
		赤ちゃんを迎える準備として、妊娠中の生活、お	
┃ ┃ プレママ教室・プレパパ		産の流れや赤ちゃんのお世話等について教室を実	こども家庭課
■プレママ教室・プレババ ■ 教室の開催(再掲)	充	施し、安心して共に子育てできるよう支援します。	健康増進課
秋王VI刑准 (円拘) 		また、プレパパ教室では、男性の家庭での家事・	
		育児参画の重要性に関しての啓発を行います。	

区分 新:新規 , 拡:拡充 , 充:充実 , 継:継続

3 成果指標(重要業績成果指標)と目標値の設定

本計画の推進状況等を定量的に測るための指標として、成果指標(重要業績成果指標)と目標値を設定します。

これらの設定に当たっては、本計画が「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」におけるこども・子育てに関する施策展開の考え方を踏まえていることを考慮して、次のとおりとします。

成果指標名	現状値	目標値※ (令和8年度)
子育てしやすいまちであると感じる市民の割合 (18歳~49歳) (出典:まちづくり市民アンケート)	35.5% (令和 6 年度)	65.0%
妊娠・出産の支援に対し満足している市民の割合	86.5%	80.0%以上
(出典:3·4 か月児健診アンケート)	(令和5年度)	を維持
小学校入学前の子どもたちへの教育内容・施設への満足度 (18歳~49歳) (出典:まちづくり市民アンケート)	24.6% (令和 6 年度)	44.0%
保育所待機児童数 (毎年4月1日現在) (<u>出典:保育所等利用待機児童数調査</u>)	0(令和 6 年度)	毎年0を維持

※ 目標値・目標年度は、「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」に掲げる令和 8 年度の目標値を掲載しています。令和 9 年度以降は、「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」での目標値の見直し後、本計画もそれに合わせた見直しを行います。

「龍ケ崎市第3期子ども・子育て支援事業計画(素案)」説明資料

この資料は、書面審議に当たり、「龍ケ崎市第3期子ども子育て支援事業計画(素案)」において 追加や修正した点等を一覧にまとめた説明資料です。

ページ	内 容
目 次	
	国の「こども」表記の推奨を受け、本計画書における「こども」表記につい
2 枚目	て、法令に根拠がある語を用いる場合等を除いて、平仮名表記「こども」を使
	用することを明記しました。
第 章 計画σ)策定にあたって
	第 章は、計画策定における基本部分を記載しています。2 ページの計画
1~3	の位置づけにおいて、先般、次世代法の期限が 10 年間再延長されましたの
1~3	で、第3期計画におきましても、第 2 期計画と同様、次世代行動計画を一体の
	ものとして策定することとしていることを明記しました。
第2章 龍ケ崎	市のこども・子育て家庭を取り巻く現状と課題
	第 2 章は、人口統計や前年度に実施したアンケート、団体ヒアリング、市長
5~39	との座談会での結果の他、第 2 期計画の総括や今後の方向性についてを記
	載しています。いずれもこれまでの会議において、皆様へご報告した内容です。
第3章 計画の)理念
41	第 3 章は、計画の理念を記載しています。これについても、これまでの会議
41	において、皆様へご報告した内容です。
第4章 今後5	5年間に展開する子育て支援の取組
43	あすなろ保育園の移転時期に変更がありましたので、図面上でその修正を
43	行っています。
	子ども・子育て支援法の改正により、地域子ども・子育て支援事業に新たに
44	位置付けられた事業を追加しています。
44	→⑷乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
	→(١⑷妊婦等包括相談支援事業
	(4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
50	量の見込み及び確保方策を算出していますが、国が示す算出方法が明確
	でなく暫定的に数値を入れています。今後変更が生じる可能性があります。
55	(4)妊婦等包括相談支援事業
55	国から示された算出方法に基づき算出しています。量の見込みにおいて、妊

娠届出数はO歳児推計人口、I組当たりの面談回数については、現在も実施 している3回、面談合計回数は妊娠届出数に | 組当たりの面談回数を乗じた 数です。 確保方策の回数については、1~2回目の面談の実施は「こども家庭センタ ー」での実施、3回目の実施回数のうち、これまでの実績から 25%を「こども 家庭センター」、75%を「上記以外の業務委託」の実施で、回数の積算をして います。 本計画における成果指標と目標値を記載しています。 次世代行動計画を一体のものとして策定することとした関係で、新たに追 加したものです。 成果指標・目標については、第3期計画が、市の最上位計画である創造ビ 64 ジョンでの施策展開を踏まえたつくりとしていることを考慮しまして、同じ指標・ 目標を登載しようとするものです。創造ビジョンの目標年度は令和8年度とな っておりますので、令和9年度以降、創造ビジョンの目標値の見直し後、第3期 計画もそれに合わせて、見直しを行います。

今後のスケジュール

12月下旬

|2月下旬~|月中旬

2月 14 日

2月下旬

市議会への第3期計画(素案)の説明 パブリックコメント前

パブリックコメント(約 1 か月間)

第5回子ども・子育て会議

・第3期計画(案)についての答申

第3期計画の策定